

## 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

The Labour Year Book of Japan special ed.

## 第三編 賃金と賃金統制

## 第二章 賃金構造

## 第二節 年齢別賃金格差

わが国では「長幼有序」が醇風美俗とされ、賃金決定にさいしても年齢が重要な要素の一つとみなされてきたことは周知のことである。もちろん年齢といっても、それに賦与する意味あいはいささまざまありうる。ある視点からすれば、それは技能や経験等の労働力の質的相違を表わす近似的な尺度である。また別の視点からみれば、それは必要生計費の大きさを決める要因でもある。いわゆるライフ・サイクルから収入の必要額を想定しようとするのは後者の視点にたつものである。また前者の視点からすれば、賃金における「長幼有序」は単なる醇風美俗ではなく、むしろ一定の合理的根拠を有するものとなる。もちろん、年齢がある程度まで技能や経験の相違を示す一つの指標であることは否定できないであろう。だが問題はその程度がどれほどであるかにかかっている。年齢が技能・経験を表わしうる程度はそれらの内容、性格つまり職種によってかなり異なることは明らかである。他方、必要生計費も短期的にはともかく、長期的には変動する。こうした若干理論的な事らについて、今立ち入る余裕はない。この点については賃金形態のところでいまい少し触れることにして、ここではひとまず年齢別の賃金についてその実態をみることにしよう。

**第29表**は四〇歳以上五〇歳未満の男子労働者の賃金を基準にして各年齢階層別の格差を示したものである。ちなみに、年齢別賃金格差は昭和初頭の大不況の過程において拡大し、一九三三年は最も格差が著しかった時点である(注1)。この表によれば、その後景気の回復過程においても、格差は一九三六年までほとんど変わらなかった。だがそれは戦時体制への移行に伴い顕著な縮小を示した。すなわち、まず男子について大まかにいうと従来、四〇～五〇歳に比べて三分の一にすぎなかった二〇歳未満階層の賃金は、一九四〇年には半分に達した。同じく従来、四〇～五〇歳層の半分であった二〇～二五歳層の賃金は三分の二まで上昇した。他方、五〇歳以上層の割合は若干低下している。女子についてはどうか。女子の年齢別賃金はもともと男子に比べると格差が小さく、二五歳以上にはあまり目だった格差はみられなかった。ところで一九四〇年には若年層の賃金が急速に上昇したため、格差はさらに縮小を示した。一五歳以上五〇歳までの階層では賃金が接近し、ほとんど格差は消滅したといえる。

以上、要するに戦時体制への突入に伴い年齢別賃金格差は男女とも縮小した。女子の場合には男子よりもさらに平均化は著しかった、といえる。

(注1)昭和同人会、前掲書、一〇六ページ以下参照。

さて、太平洋戦争の勃発以降、年齢別格差はどうなったのであろうか。この時期については詳細な資料が得られなかったので、**第30表・第31表の1**、**第31表の2**のような大づかみの数値で推定するしかない。**第30表**によれば一九四一年以降も二〇歳未満層の上昇率がより大であり、年齢別格差縮小の傾向が続いていたことがわかる。だがその速度はだいぶ緩慢となってきている。一九四一年から翌年にかけては二一歳以上層のほうが上昇率は高かった。**第31表の2**は時間当たり平均賃金に

関するもので、これまでの統計とやや違うが、これによると一九四一～四二年ごろには年齢別格差の縮小傾向は停滞ぎみであった。当時三〇歳以上層の時間賃金は、三五銭前後、これに対し二〇歳未満層は一七銭前後で、前者は後者の約二倍であった。傾向として格差は縮小したとはいえ依然として大きな格差が存在したといわねばならない。

昭和一〇年代の前半に年齢別格差が若干縮小したのは、次のような理由によるものと考えられる。すなわち、戦時体制への突入に伴い、若年労働者に対する需要が急激に増大し彼らの賃金も上昇した、他方、中高年齢層中には平和産業からの転業者・転職者がかなり流入したが、彼らの多くは未経験者であって稼得高は従来の労働者に比べれば少なかった。したがって若年層の賃金は以前に比較して相対的に増大したのである。若年層の賃金の増加は、主として、戦争初期の段階における生産力の増強策として重視された出来高給ないし請負給という形を通じてもたらされたのではなかろうか。こうした賃金形態によって比較的年齢の低い労働者の賃金が高年齢層を上回って増大したことに対し、非難の声があげられた。たとえば次のごとくである。

「出来高給ノ故ニ幼年職工ノ賃金ガ永年勤続職工ノ賃金ヲ凌駕スル場合アリ、権衡上面白カラザル結果ヲ生ズルコトアリ、一般職工ノ心理上ニ及ボス影響又相当考慮ヲ要スルモノアリ……」(日本工業協会調査における岡山県工業代表の意見、一九三四年)

「欧米実利主義ノ直訳的ナル請負制度ハ労務者ノ利己心ヲ極度ニ刺激シテ、工員ヲ拝金功利的ナラシメ、美シキ人情美ヲモ枯渴セシメル虞アリ……永年勤続セル年長者ヨリ若干ノ活動カアル者が賃金多額トナル如キ矛盾ヲ生ズ」(同協会調査、京都府代表の意見、一九四〇年)

ある場合には、労働統制下にもかかわらず、高い賃金を求めて移動する青年層の労働者がみられた。

「従前においては中小工場、特に小工場においてははいはゆる年定期前貸制度なる報償形態があり、労務給付を極めて低からしめ、低賃金を実現し、剩へ従業労務者を長期間一定の経営に束縛するやうな徒弟的雇傭関係も育つたのであるが、今日[一九四三年]かかる原始的な雇傭関係は著しく姿を消したとは云へ、中小工場における青少年工の場合には賃金が決して高額であるとは思はれない。しかし一定の熟練度に達した青少年工、特に青年職工大工場から中小工場へ高賃金を求めて移動する傾向はもつてゐる。この場合には二十一、二歳の青年工が月収二〇〇円以上の賃金を得られることもあると云ふことである(注2)。……」

だが他方では、戦争によって転業を余競なくされ、プロレタリア化した中高年齢層の小生産者や商人、それから他産業での技能を犠牲にして軍需産業へ移動させられた既経験労働者が増加した。彼らの労働力は、当該産業にとって未経験なるがゆえに、その賃金所得は相対的に低くならざるをえなかった。事実、家族の多いこうした労働者の生活は、戦時のインフレーションの激化に伴って最も悲惨であったのである。また応召によって相対的に高賃金の中核的労働者が多数引き抜かれたという事情も考慮されなければならない。このようにみえてくると、年齢別賃金格差の縮小傾向という現象はかなり割引して考えなくてはなるまい。すなわち、それは、若年労働者の賃金がより大きく増加したという積極的な理由にもとづくと同時に、戦時体制への突入に伴う労働力構成の変化という消極的理由によってもたらされた面もあるのである。

(注1)昭和同人会、前掲書、三〇二ページから引用。なお、いわゆる日本的賃金制度論者や皇国勤労観的賃金思想の持主からすれば、能率給による若年労働者層の稼得高の増大が嫌悪すべきものであったのはきわめて当然であった。たとえば「工員月給制度」の熱心な提唱者、渡辺旭(パイロット万年筆専務)は能率給の弊害を列挙しているが、そのなかに「青年期の過収入、父権期の収入減」をあげている。彼によれば、年齢と収入とを無関係に放置する現行の請負制度は「家族制度の美俗」ばかりか「家族制度そのものを破壊」するのであって、とうてい容認できないというのである(産業報国運動資料(10)「賃金制より視たる月給制

度」。大西清治、滝本忠男共著「賃金制度」一九四四年、二三～二七ページ参照)。

(注2)「労政時報」八一七号(一九四三年六月)。

参考までに、製造業中最も高賃金部類に属する金属業の同年六月の一日平均稼得高(男子)を示せば四円〇六銭である。これに同産業の「一箇月実際作業日数」二七・九日を掛け月平均稼得高を求めると一一三円二七銭となる\*。なお労働科学研究所が同年発表した標準家族に関する最低生活費は一四八円一九銭であった。二〇〇円という収入がどれぐらいの水準であったかが了解されよう。\* 内閣統計局「労働毎月統計」による。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

発行 1964年

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 東洋経済新報社

2000年2月22日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---